

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	楽田小学校新校舎・体育館改築工事監理業務委託(2期)	
契 約 内 容	楽田小学校新校舎・体育館改築工事について、実施設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかの確認、及び建築工事契約に関する業務や建築工事の指導監督等のその他の監理業務	
契 約 期 間	令和元年7月2日から令和2年3月24日	
契 約 締 結 日	令和元年7月1日	
契 約 相 手 方	株式会社安井建築設計事務所名古屋事務所	
契 約 金 額	20,075,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該監理業務については、実施設計と一貫性を持たせる必要があること、基本設計・実施設計業務を請け負ったことにより施設概要及び敷地条件等をよく理解しており、プロポーザル方式によって委託業者が選定されることから、その競争性が担保されているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部観光交流課交流担当																									
件 名	犬山国際観光センター改修工事監理業務委託																									
契 約 内 容	工事監理業務業務一式 (犬山国際観光センター改修工事設計図面に係る工事)																									
契 約 期 間	令和元年8月19日～令和2年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和元年8月19日																									
契 約 相 手 方	土屋建築設計事務所																									
契 約 金 額	2,750,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	随意契約及び業者選定の理由 本業務は、平成30年度に作成した犬山国際観光センター改修工事実施設計図書に基づき、工事の管理を行うものです。したがって、本業務を円滑に行うためには、設計図書を熟知し、かつ設計の意図や現場となる施設及び発注者の意見、考え方を理解したうえで、工事監理に反映することが求められます。設計図書の作成者である土屋建築設計事務所 土屋忠夫以外の者が上記の条件を満たして業務を行うことは困難であるため、本業務の性質は競争入札に適さないものと言えます。 したがって、本業務は地方自治法施行令第167条の2に基づき、同者との随意契約をするものとしします。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部観光交流課交流担当

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部観光交流課交流担当																									
件 名	犬山国際観光センター照明・空調等改修工事監理業務委託																									
契 約 内 容	工事監理業務一式 (犬山国際観光センター照明・空調等改修工事設計図書に基づく工事)																									
契 約 期 間	令和元年8月19日～令和2年2月25日																									
契 約 締 結 日	令和元年8月19日																									
契 約 相 手 方	株式会社 ムラ設備設計事務所																									
契 約 金 額	2,695,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	随意契約及び業者選定の理由 本業務は、平成30年度に作成した犬山国際観光センター照明・空調等改修工事設計図書に基づき、工事の管理を行うものです。したがって、本業務を円滑に行うためには、設計図書を熟知し、かつ設計の意図や現場となる施設及び発注者の意見、考え方を理解したうえで、工事監理に反映することが求められます。設計図書の作成者である株式会社ムラ設備設計事務所以外の者が上記の条件を満たして業務を行うことは困難であるため、本業務の性質は競争入札に適さないものと言えます。 したがって、本業務は地方自治法施行令第167条の2に基づき、同者との随意契約をするものとしします。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部観光交流課交流担当

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	保健センター屋上防水工事監理業務委託	
契 約 内 容	保健センター屋上防水工事に係る工事監理業務の委託	
契 約 期 間	令和元年7月26日から令和元年9月30日	
契 約 締 結 日	令和元年7月26日	
契 約 相 手 方	株式会社 Y. 加藤建築設計事務所	
契 約 金 額	475,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業に対する意図や現場となる施設及び管理者側の意見、考え方を理解したうえで、現場監理に反映できるのは、先に実施した設計業務を請け負ったもののみであります。このことから、設計業務を請け負った株式会社 Y. 加藤建築設計事務所と随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	土地改良施設維持管理適正化事業設計業務委託	
契 約 内 容	亀割大池浚渫設計・積算業務	
契 約 期 間	令和元年9月3日～令和2年2月28日	
契 約 締 結 日	令和元年9月2日	
契 約 相 手 方	愛知県土地改良事業団体連合会	
契 約 金 額	金946,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>土地改良施設維持管理適正化事業は単独土地改良事業に準じる交付金事業であることから、全体事業費の内10%以内の測量試験費（工事を実施するために必要な測量や設計・積算業務費）が認められており、交付金対象となる。本委託は土地改良施設維持管理適正化事業の工事に関する設計・積算業務を行うものであり、上記のことより交付金対象とすることが可能である。また、愛知県土地改良事業団体連合会においては設計・積算業務を併せて、全体事業費（10,000千円）の10%以内の価格で受注が可能であることから、一般コンサルタントと比べても非常に安価に業務委託を行うことができる。</p> <p>以上の理由により本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の2の六により、愛知県土地改良事業団体連合会と随意契約するものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課